

令 2 香南市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、定期監査結果報告を公表する。

令和 2 年 3 月 17 日

香南市監査委員 岩本 淳

同 有岡 正博

同 宮崎 晃行

令和元年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の対象事項

- (1) 令和元年度（H31. 4 月～R 元. 9 月）出勤関係簿、時間外勤務命令簿、年次休暇簿
- (2) 令和元年度（H31. 4 月～R 元. 9 月）県外（内）出張伺兼命令書及び出張復命書

2 監査の対象課

こども課（野市東幼稚園・夜須幼稚園）

3 監査の期間及び実施場所

令和 2 年 1 月 9 日から 10 日まで
香南市役所 2 階 監査委員事務局

4 監査の実施方法

関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施し、以下の項目について監査を行った。

- (1) 職員の勤務状況は適正か。
- (2) 職員の時間外勤務、休暇、職務免除等の手続は適正か。
- (3) 長時間の時間外勤務が慢性化している職場について、事務の合理化等の余地はないか。
- (4) 旅費計算は、最も経済的な通常の経路により行われているか。
- (5) 旅費支出の目的、履行確認ができる文書が整備されているか。

第2 監査の結果

今回の監査では、職員のサービスに関する手続について関係書類の検査を行うとともに、関係職員からの聴取により実施した。

概ね規定どおり執行されていたが、一部の職員においては、関係書類の不備・不良等が見受けられた。

また、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらを踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。

1 年次有給休暇及び特別休暇の事後申請について

年次有給休暇の請求については、香南市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条の3第9項に「あらかじめ、その期間を就業管理システム又は年次休暇届・休暇承認願により行うものとする。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において請求することができる。」と規定されている。

総務課からの周知もあり、事後申請の場合は概ね事由が記載されているが、記載のないものが複数見受けられた。

今後もやむを得ず年次有給休暇及び特別休暇の請求手続が事後となった場合は、「就業管理システムの申請事由欄」を活用し、明確な事由を付して速やかに届出がなされるよう職員一人ひとりが職務の基本となる関係規程を理解し、適切な事務の執行に努められたい。

2 出張命令書・報告書と出勤退庁時刻について

今回の監査で、県内出張命令書・報告書に記載されている出張実務時間と、就業管理システムで打刻された出勤・退勤時間との整合性が取れていないケースや、土曜日に研修に参加し、県内出張命令書・報告書は提出されているが、就業管理システムでの出勤・退勤の打刻がないケースが散見された。

出張における手続きについては、香南市職員サービス規程で規定されており、第13条第2項で「出張した職員は、県内出張命令書・報告書又は就業管理システムにより帰庁後速やかに報告しなければならない。」とされている。

出張については、出張実務時間と就業管理システムでの勤務時間が異なることで、勤務公署外で災害・事故等に遭遇した場合に、公務災害の認定に関わる重要事項である勤務時間が確定できないことも考えられる。

今後は、出張後には実務時間を確認したうえで、正しい報告を行い、就業管理システムの打刻ができない場合には、次の勤務日に速やかに正しい勤務時間の打刻の申請を所属長に行い、時間の整合性を取るなど適正な事務処理に努められたい。